

わかりやすい再生可能エネルギーQ&A 経済産業省では、「不正広報」か？

～ 再エネ賦課金は、日本の事業用、家庭用電気料金を引き下げる。 ～

一般社団法人

再生可能エネルギー普及促進協会

主任研究員 坂本四郎

メール：sakamoto@saiene.or.jp

HP：https://www.saiene.or.jp/

Q

FIT制度が、再エネ賦課金を増加させ、日本の事業用、家庭用電気料金を引き上げている、というのは本当でしょうか。

A

当社団法人では、誤った見解、経済産業省による不正広報であると考えております。

FIT制度は、そもそも、将来有望な次世代型の安価、安心安全な発電方式を普及させ、日本の事業用、家庭用電気料金を引き下げ、事業用では、国際競争力を高め、家庭用では、より安心安全で豊かな国民生活を提供するための制度です。太陽光・風力発電の固定買取価格は、他の発電方式（原子力・火力）の発電コストを既に下回ったか、あるいは、間もなく下回る時期にあります。下回った後、太陽光・風力発電の設置により再エネ賦課金はなおも生じますが、その分の「他の発電方式の発電コスト」は生じなくなります。したがって、その差額として、電気料金は引き下がる結果が生じます。このような政府のアナウンスは、ありますでしょうか。

政権と経済産業省は、まだまだ、原子力と火力で稼ぎたい経済界、企業群の要望から、高価で危険脅威な発電方式を国民に押し付けるため、不正な広報を多々行っていると、当社団法人は私見を述べさせていただきます。

上記と以下の内容が正しいか、検証をされてみてください。

FIT 制度の目的 (For Grid parity)

菅直人先生の政権下で制定されたFIT制度（再生可能エネルギー発電電力の固定価格買取制度）は、市場原理を敢えて放棄して、大きな投資インセンティブが生ずる調達価格（固定買取価格）を設定し、一時的に需要を増大させ、流通拡大により「再エネ発電の発電コスト」の低減を図り、将来的にこのコストが「火力・原子力発電の発電コスト」を遥かに下回っていくことを目的とした制度です。この目的を達成することで、日本の電気料金は、大幅に値下がっていきます。再エネ賦課金は、努力であり、投資です。その後、成果が生じ、投資回収が行われるのです。実際に、平成31年度以降の調達価格等に関する意見（平成31年1月9日（水）調達価格等算定委員会）（以下「平成31年度調達価格等意見」といいます。）には、太陽光発電の発電コストが、2025年に6.2円/kWh程度以下、2030年に5.1円/kWh程度まで引き下がる見込みが示されています。ただし、この見込みは、入札制導入とその範囲拡充等の反政策があれば実現できないものと考えられます。

FIT法制定当時、調達価格（固定買取価格）は、IRR6～7%（当初3年間は利潤配慮期間）と設定され、グリーン投資減税と呼ばれた即時償却等制度、再生可能エネルギーに対する償却資産税の軽減制度、住宅用・産業用太陽光発電設備に対する補助金制度により、早期の発電コストの値下がり

目論んでおりました。これらの制度がしっかりと継続され、かつ、国策として、送電網の整備と再エネ手続の迅速化を図り、更にメーカー・設置業者の努力や、市町村等による遊休地の紹介、提供があれば、「太陽光発電の発電コスト」が「火力・原子力発電の発電コスト」より低くなることは、FIT 法制定後 5～7 年程度で達成され、国民の電気料金は、とくに値下がり始めていたことでしょう。ところが、現安倍政権と現政権下の省庁は、閣議決定されている 2030 年エネルギーミックスを実現するため、原子力発電推進のための反再生可能エネルギー政策を行っており、そのために、電気料金の値下がりが先延ばしに遠のいています。

例えば、相当数の設備が設置されたが、発電コストが下がらず、結果、調達価額が下がらなかったとします。それでも、再エネ賦課金は生じ、累積していきます。この現象と電気料金の値下がりが先延ばしになっていることで、当初の予定に比して、電気料金はさほど値下がっていません。さらに、「浪費に終わるであろう原子力発電再稼働費用」が生ずることで、ただでさえ悪化している我が国の財政下で、国家国民に莫大な損失を与え、国益を損ねていると考えられます。

第3段階のグリッドパリティ

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、未だに第3段階のグリッドパリティ（再エネの調達価格が火力・原子力の発電コストを下回る点（コスト））を 7 円/kWh としていますが、これは、公表されている「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」（発電コスト検証ワーキンググループ 平成 27 年 5 月 26 日）や資源エネルギー庁特設サイト「原発のコストを考える」（平成 29 年 10 月 31 日）の以下の図表 1 の値と矛盾していません。NEDOは、国立大学と同様、国という組織の一部であり、自由な意見は言えないのかもしれませんが、第3段階のグリッドパリティについて、しっかりアナウンスをして頂きたいです。

<図表 1>各発電方式による発電コスト

発電方式	発電コスト（平成 26 年）
原子力発電	10.1 円/kWh
石炭による火力発電	12.3 円/kWh
天然ガスによる火力発電	13.7 円/kWh
石油による火力発電	30.6～43.4 円/kWh

出所：資源エネルギー庁特設サイト「原発のコストを考える」（2017-10-31）

なお、図表 1 のこれら各発電方式による発電コストは、その後公表されていません。さらに、上記の発電コストも、原発の廃炉のコストや 福島第二原発事故の賠償費用（現時点で、7 兆円超生じているが、国が皆で納めている税金から 7 兆円超を東電HDへ寄付している。）等が含まれているかが不明です。少なめに考えて、平成 31 年度の再エネ以外の他電源の発電コストは、15 円/kWh と考えて良いでしょう。NEDO 値の倍以上ですが、こういった現時点における他電源の発電コストを第3段階のグリッドパリティと考えるべきです。政府は 10～11 円/kWh というかもしれませんが、その場合、国立機関でない第三者の精査を経て、計算明細を付し、公表をしていただきたいです。

第3段階のグリッドパリティ達成後の賦課金

平成 31 年度の太陽光発電の調達価格は、平成 31 年度調達価格等意見においては、①太陽光発電（10kW 以上 500kW 未満）：14 円/kWh、②太陽光発電（500kW 以上）：入札により調達価格を決定、とされており、本年平成 31 年 3 月末までに決定することとなっています。こうなると、第3段階のグリッドパリティは、既に達成されているか、あるいは、後わずかな期間で達成されることとなります。

ところで、第3段階のグリッドパリティ達成後の再エネ賦課金とは、どのようなものでしょうか。まず、再エネ賦課金単価は、次のように定まります。

<再エネ賦課金単価>

再エネ賦課金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、次の算式により算出した金額を基礎とし、過年度の過不足額その他の事情を勘案して定めるものとされています（FIT法32②）。

<算式>

$$\frac{\text{当該年度において全ての電気事業者に交} + \text{当該年度における} \\ \text{付される交付金の見込額の合計額 (A)} \quad \text{事務費の見込額}}{\text{当該年度における全ての小売電気事業者等が電気の使用者} \\ \text{に供給することが見込まれる電気の量の合計量}}$$

(A)の公表がないのですが、太陽光発電におけるイメージは、調達期間内の以下のような数字(税抜ベース)となるでしょう。

<算式>

$$(A) = 40 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 36 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 32 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 29 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 27 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 24 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 21 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 18 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量} + 14 \text{ 円/kWh} \times \text{買取電力量}$$

この再エネ賦課金単価に電力消費者の電力使用量を乗じた額が、電力消費者における賦課額となります。

では、例えば、その年度の調達価額が10円/kWhで、再エネ以外の他電源の発電コストは、15円/kWhであると、どういう現象が生ずるのでしょうか。

再エネ賦課金(10円/kWh×買取電力量)は、20年間生じます。ですが、その分の再エネ以外の他電源の発電コスト(イメージ:毎年15円/kWh(上昇見込みあり)×買取電力量)は、生じなくなります。これらの差額について、毎年、電気料金は引き下がることとなります。これがFIT制度の努力に対する成果、投資に対する回収なのです。このような説明を政権や経済産業省から聞いていますでしょうか。

「第5次エネルギー基本計画」(平成30年7月3日閣議決定)P.39には、『エネルギーミックスにおいては、2030年度の導入水準(22~24%)を達成する場合のFIT制度における買取費用総額を3.7~4兆円程度と見込んでいるが、2018年度の買取費用総額は既に3.1兆円程度に達すると想定されており、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待ったなしの課題となっている。』とあり、皆様も国民負担が増加しているような、同様の表現を新聞等で多々見かけると思います。

この件、まず、この買取電力の発生により、再エネ以外の他電源の発電コストが生じなくなることが、計算されていません。十分に分かっているのに記載されないのです。2018年度の買取費用総額3.1兆円程度とありますが、実際の国民負担額は、4掛け(1.2兆円)程度と考えられます。そして、第3段階のグリッドパリティ達成前後にある太陽光・風力発電に関しては、今後の設置に関して、電気料金の値上がりは発生せず、値下がりの効果のみが生ずることとなります。環境に適合した安価で安心安全な発電方式が、ついに生まれたのです。2018年の時点で、「国民負担の抑制が待ったなしの課題」とは、不正な広報ではないでしょうか。